

更正の請求書・修正申告書作成コーナー

～所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成のための操作の手引き～

「2 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちでない方」からの 更正の請求書・修正申告書作成編



既に提出した所得税及び復興特別所得税の確定申告の申告額に誤りがあった場合で、納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合に提出する更正の請求書や申告をした税額等が実際より少なすぎた場合や還付される税金が多すぎた場合に、これらの金額を正しい額に訂正するために提出する修正申告書の作成の操作手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

更正の請求書・修正申告書作成編

1 作成開始	1
2 「所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー」画面	3
3 「生年月日等入力」画面	4
4 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面	5
4.1 更正の請求・修正申告前の課税額の確認	5
4.2 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力（分離課税の所得の詳細）」画面が表示される場合	12
4.3 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力（源泉徴収税額の内訳）」画面が表示される場合	14
4.4 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力（住宅税制の内訳）」画面が表示される場合	15
5 「追加訂正等項目の選択」画面	16
6 「更正の請求・修正申告額の入力」画面	17
6.1 「更正の請求・修正申告額の入力」画面について	17
6.2 更正の請求・修正申告額の入力方法について	18
6.3 更正の請求・修正申告額の入力終了	19
7 「更正の請求・修正申告内容の見直し」画面	20
8 「更正請求内容・修正申告内容の確認」画面	21
9 「更正の請求をする理由等の入力」画面	23
10 「修正申告によって異動した事項の入力」画面	24
11 「財産債務調書の作成」画面	25
11.1 「財産債務調書」を作成する場合	25
11.2 「財産債務調書」の作成	26
12 「住所・氏名等入力」画面	27
13 「マイナンバーの入力」画面	28

更正の請求書・修正申告書作成編

1 作成開始

所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書の作成開始までの操作手順を説明します。

The screenshot shows the 'New Filing' section of the e-Tax filing guide. It includes a 'Start Filing' button (NEW) and a 'Use saved data to file' button. A circled '①' points to the 'Start Filing' button.

お知らせ
一覧

国税庁 確定申告書等作成コーナー

ご利用ガイド よくある質問 検索

作成コーナートップ

お知らせ

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

提出した申告書に誤りがあった場合

平成30年分以前の申告書に誤りがあった場合は、更正の請求書、修正申告書の提出を行ってください。

① 新規に更正の請求書・修正申告書を作成する
→ 更正の請求書・修正申告書の作成を再開する

保存データを利用しても作成

集計用ファイルのダウンロード
医療費集計フォーム
配当集計フォーム
メッセージボックスの確認
e-Taxの受付結果の確認や送信したデータのダウンロードができます。
ご利用にはマイナンバーカードとICカードドリーダライタが必要です（納）

ID・パスワード方式の届出
ID・パスワード方式の届出を行うことができます。
ご利用にはマイナンバーカードとICカードドリーダライタが必要です。

- ① 「新規に更正の請求書・修正申告書を作成する」をクリックしてください。

The screenshot shows the 'Tax Office Submission Method Selection' screen. It features two buttons: 'e-Taxで提出する' (Submit via e-Tax) and '印刷して書面提出する' (Print and submit in paper form). A circled '②' points to the 'e-Taxで提出する' button.

国税庁 平成30年分 更正の請求書・修正申告書作成コーナー

ご利用ガイド よくある質問 検索

税務署への提出方法の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

税務署への提出方法を選択してください。

② e-Taxで提出する 印刷して書面提出する

- ② 税務署へ申告書を提出する際の、提出方法を選択します。「e-Tax で提出する」ボタン又は「印刷して書面提出する」ボタンをクリックしてください。

以降は画面の案内のとおり入力をして、③の画面に進みます。

なお、「e-Tax で提出する」を選択する場合の操作手順書として「(共通) e-Tax を送信するための準備編」があります。

更正の請求書・修正申告書作成編

国税庁
平成30年分

更正の請求書・修正申告書作成コーナー

ご利用ガイド よくある質問

よくある質問を検索



作成する更正の請求書・修正申告書の選択

[トップ画面](#) > [事前確認](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > 終了

作成する更正の請求書・修正申告書の年分を選択してください。

③

平成30年分 平成29年分 平成28年分 平成27年分 平成26年分

平成30年分の申告書等の作成

③

作成開始

所得税の更正の請求書・修正申告書

作成開始

決算書・収支内訳書（更正の請求・修正申告書）

作成開始

消費税の更正の請求書・修正申告書

作成開始

贈与税の更正の請求書・修正申告書

作成開始

[トップ画面へ戻る](#)

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#)

Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ③ 平成 26 年分から平成 30 年分の 5 つのラジオボタンの中から、作成する更正の請求書・修正申告書の年分に応じてラジオボタンを選択し、「作成開始」ボタンをクリックしてください。

※ この操作の手引きでは、「平成 30 年分」の所得税の更正の請求書・修正申告書の「作成開始」を選択した場合にて説明しています。

更正の請求書・修正申告書作成編

2 「所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

? よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了
更正・修正 トップ 生年月日等入力 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 追加訂正等項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求・修正申告の内容入力 住所・氏名等入力

所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

更正の請求とは、納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合に提出できる場合がある手続です。
修正申告とは、既に提出した確定申告書の申告額に誤りがあった場合で、申告をした税額等が実際より少なかつたときに、これらの金額を正しい額に訂正するための手続です。
なお、画面の案内等に従って該当の所得等を入力すると、最終的な税額等の計算結果から、更正の請求か修正申告かが判定され、その計算結果に適した帳票等が作成されます。

→ 確定申告書データ、作成方法等について

1 平成30年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちの方
※ 更正の請求・修正申告前の課税額等に確定申告書データを利用するために、入力項目を省略できます。
→ 確定申告書データ利用

2 平成30年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちでない方
→ 作成開始

< 戻る

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

画面右のボタン「2 平成30年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書データをお持ちでない方」と記載されたボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

3 「生年月日等入力」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了
更正・修正トップ 生年月日等入力 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 追加訂正等項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求・修正申告の内容入力 住所・氏名等入力

生年月日等入力

作成する更正の請求書・修正申告書の提出方法

※ e-Taxにより税務署に提出する。
 印刷して税務署に提出する。

生年月日等入力

青色申告の承認

① 税務署から青色申告の承認を受けている場合はチェックをしてください。
※ 青色申告とは、事業所得や不動産所得、山林所得を生ずる業務を當む方が申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けることです。

申告される方の生年月日【必須】

※ 昭和 25 年 月 日
※ 入力した生年月日は、更正の請求書・修正申告書等への表示や控除額の計算に使用します。

< 戻る ② 入力終了(次へ) >

Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

※ 利用者識別番号の取得や利用者識別番号から情報を検索した後に、続けて更正の請求書・修正申告書の作成を行っている場合は、提出方法選択及び生年月日が入力された状態で表示されます。
選択変更・訂正する場合や空欄の場合に入力してください。

- ① 青色申告の承認を受けている場合にチェックを付けてください。
※ 更正の請求書・修正申告書を青色申告にて作成する場合にチェックを付けてください。
- ② 「入力終了 (次へ) >」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

4 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面

4.1 更正の請求・修正申告前の課税額の確認

【更正の請求・修正申告前の所得金額や所得控除の額などの入力 1】

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問

検索

ご利用ガイド

```

    graph LR
        A[トップ画面] --> B[事前準備]
        B --> C[申告書類の提出]
        C --> D[申告書類の提出・印刷]
        D --> E[終了]
        E --> F[更正の請求・修正申告書の譲税額の入力]
        F --> G[更正の請求書・修正申告書を提出する前の申告書や更正・決定の通知書などのとおりに入力してください。]
    
```

更正の請求書・修正申告書を提出する前の申告書や更正・決定の通知書などのとおりに入力してください。

(単位:円)			分類課税の所属はこちら
収入金額等	事業 ②	営業等 (ア)	課税される所得金額 ((9)-(25)) または第三表 (26)
		農業 (イ)	上の(26)に対する税率 又は第三表(65) (27)
		不動産 (ワ)	配当課税 (28)
		利子 (エ)	投資報酬控除 区分 (29)
		配当 (オ)	(特定改修等) 住宅借入金等特別控除 区分 (30)
		給与 (カ)	改正等による特別控除 区分 (31)～ (33)
		公的年金等 (キ)	住宅改修の控除 住宅特改修・認定住宅 新築特改修の控除 区分 (35)～ (37)
		その他 (ク)	特別所得控除 ((27)-(28)-(29)-(30)-(31)-(32)-(33)-(35)-(36)-(37)) (38)
		短期 (ケ)	災害減税 (39)
		長期 (コ)	東京への所得控除 「基本所得控除」 ((38)-(39)) (40)
積立金等	一時 (サ)	固定特別控除 ((40)×2.1%) (41)	
	事業 ②	営業等 (1)	所得等及び後継特別控除の額 ((40)+(41)) (42)
		農業 (2)	外債報酬控除 区分 (43)
		不動産 (3)	所得控除及び後継特別控除 所得税の差額控除 (44)
		利子 (4)	所得税及び後継特別控除 「複数の所得控除」 ((42)-(43)-(44)) (45)
		配当 (5)	所得控除及び後継特別控除 所得税の差額控除 「第1回分・第2回分」 (46)
		給与 区分 (6)	所徴税及び後継特別控除の区分 納める税金 (47)
	諸 ③	公的年金等 その他の (7)	還付される税金 (48)
	※合算額 (ワ)-(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)-(7)	(8)	配当者の合計所得金額 (49)
	合計 注1・注2 (9)		対応者控除額の合計 (50)
離婚控除 (10)		書面申告特別控除額 (51)	
医療控除 (11)		離所借・一時避難等の所得控除及び損失特別控除 所得の源泉控除税額の合計 (52)	
社会保険料控除 (12)		未収付の所得控除及び損失特別控除 所得の源泉控除税額 (53)	
小規模企業共済掛金控除 (13)		本年分で差し引く総額控除額 (54)	
生命保険料控除 (14)		平均課税対象金額 (55)	
地図保険料控除 (15)		変動・確定所得金額 区分 (56)	
寄附金控除 (16)			
算定・算出控除 (17)			
算定・算出控除 (18)			
勤労学生 障害者控除 (19)～ (20)			
配偶者（特別）控除 区分 (21)～ (22)			
扶養控除 (23)		インフォメーション	
基礎控除 (24)		「本年分で差し引く総額控除額」、「扶養控除額の合計額」、「扶助料による所得控除額」の合計額の入力欄、項目名をクリックして、必要な金額を入力してください。（扶助料による所得控除額・先取支給による損失額の入力欄が表示されます。扶助料による所得控除額の「先取支給による損失額」の項目名をクリックしてから入力します。）	
合計 (25)		また、「年金による損失額の算出」、「居住財産による損失額の算出」、「扶養控除額の算出」等の項目名は、「本年分で差し引く総額控除額」の項目名をクリックしてから入力します。	

- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に更正の請求・修正申告前の所得金額や所得控除などを入力してください。

② 本年分で差し引く繰越損失額や翌年分以後に繰り越す損失額がある場合には、このリンクをクリックして、入力してください（翌年分以後に繰り越す損失額がある方については、インフォメーション（画面の「※」の部分）をご覧いただき、入力してください。また、P8に「本年分で差し引く繰越損失額等の入力」画面の入力方法を掲載していますので、ご参照ください。）。

更正の請求書・修正申告書作成編

【更正の請求・修正申告前の所得金額や所得控除の額などの入力2】

所得の種類		① 収入金額		所得金額	
土地建物等の譲渡所得	短期譲渡	一般分 (シ)		(59)	
		軽減分 (ス)		(60)	
上場株式等に係る配当所得等	長期譲渡	一般分 (セ)		(61)	
		特定分 (ソ)		(62)	
		軽課分 (タ)		(63)	
② 一般株式等の譲渡所得等		(チ)		(64)	
② 上場株式等の譲渡所得等		(ツ)		(65)	
上場株式等に係る配当所得等		(テ)		(66)	
② 先物取引に係る雑所得等		(ト)		(67)	
退職所得		(二)		(69)	

表示内容のクリア

< 戻る ③ 入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境

Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 確定申告書第三表の控えなどを基に、分離課税の所得金額などを入力してください。
- ② 株式等の譲渡所得等や先物取引に係る雑所得等の入力については、このリンクをクリックして入力します（「株式等の譲渡所得等」画面の入力方法は P10、「先物取引に係る雑所得等の入力」画面の入力方法は P11 に掲載していますので、ご参照ください。）。
- ③ 全ての入力が終了しましたら、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

※ 分離課税の所得及び前年からの繰越損失がない場合には、P14 「4.3 『更正の請求・修正申告前の課税額の入力（源泉徴収税額等の内訳）』画面が表示される場合」へ進んでください。



所得や控除のリンクの横にある「？」をクリックすると、その項目に関連するよくある質問をご覧いただけます。

更正の請求書・修正申告書作成編

【別画面で入力が必要な項目 1－寄附金控除、政党等寄附金等特別控除－】

P5 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で「寄附金控除」又は「政党等寄附金等特別控除」をクリックすると以下の画面が表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

1. 更正の請求・修正申告前に適用した寄附金に係る所得控除額、税額控除額を入力してください。

控除	金額
所得控除 寄附金控除額	円
税額控除 政党等寄附金等特別控除額	円

2. 1の税額控除の内訳を以下に入力してください。

種類	各計算明細書の該当番号	税額控除適用額(注)
公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書	②	円
認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書	③	円
政党等寄附金特別控除額の計算明細書	④	円

※ 同一種類の寄附金を所得控除と税額控除の両方で適用することはできません。
(注) 税額控除を適用している場合、税額控除の各計算明細書をご参照いただき、該当する税額控除に金額を入力してください。

< 戻る ③ 入力終了(次へ)>

Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 更正の請求・修正申告前に適用した寄附金に係る所得控除額、税額控除額を入力してください。
- ② ①の「税額控除」欄に入力した場合は、各税額控除の計算明細書の税額控除適用額を参考に税額控除適用額を入力してください。
なお、各税額控除の計算明細書の税額控除適用額が、0円と記載されている場合も、適用を選択している計算を行うため、0円と入力してください。
- ③ 入力が終わりましたら、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

【別画面で入力が必要な項目2（1）一本年分で差し引く繰越損失額等】

P5 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で「本年分で差し引く繰越損失額」をクリックすると以下の画面が表示されます（上場株式等の譲渡損失や先物取引の差金等決済に係る損失については、この画面では入力しません）。「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面の「上場株式等の譲渡所得等」、「先物取引に係る雑所得等」のリンクをクリックして入力してください。）。

The screenshot shows the 'Annual Income Tax Return and Amended Declaration Form Filing Guide' for the year 2030. The main title is '平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー'. Below it is a navigation bar with steps: 'トップ画面' (Top page), '事前準備' (Preparation), '申告書等の作成' (Creation of declaration forms), '申告書等の送信・印刷' (Transmission and printing of declaration forms), and '終了' (End). A pink bar highlights the current step: '本年分で差し引く繰越損失額等の入力' (Input of carryover loss amount for the current year). A green button labeled '※ 入力例ははこちら' (Input example is here) is visible. The main content area is titled '提出(送信)した申告書等様式の選択' (Selection of declaration form style submitted/transmitted). It contains two radio buttons: one for '申告書(損失申告用)第四表' (Declaration form (loss declaration) fourth table) and another for '申告書(損失申告用)第四表及び第四表付表' (Declaration form (loss declaration) fourth table and fourth table addendum). A note below states: '※ 更正の請求書・修正申告前の申告等において提出した損失申告用の申告書等様式を以下から選択してください。' (Please select the declaration form style submitted/transmitted from the following). A pink circle labeled '①' points to the second radio button. A pink box labeled '②' surrounds the table for inputting carryover losses. The table has three columns: '前年分までに引き受けなかった損失額' (Loss amount not accepted by the previous year), '翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額' (Loss amount carried over to the next year for deduction), and a third column. The table is divided into three sections corresponding to the years before the declaration: '平成27年分(3年前)' (H27), '平成28年分(2年前)' (H28), and '平成29年分(1年前)' (H29). Each section contains four rows for '純損失' (Pure loss), '被災事業用資産の損失(山林以外)' (Loss of disaster-stricken business assets (excluding forests)), '居住用財産に係る通算後譲渡損失' (Consecutive loss of residential property), and '雑損失' (Miscellaneous loss). Each row has three input fields for the three columns.

- ① 更正の請求・修正申告前の申告等において提出した損失申告用の申告書等様式を選択してください。
- ② 前年分以前から繰り越された純損失の額、居住用財産の譲渡損失の額及び雑損失の額について、申告書第四表の控えなどから入力してください（この画面では平成30年分の申告書（損失申告用）第四表の場合を表示しています。作成される年分及び申告書等様式によって表示される項目が異なります。）。

（⇒次ページへ続く）



画面上部の「入力例ははこちら」（※の部分）をクリックすると、この画面の具体的な入力例が確認できますので、ご参照ください。

更正の請求書・修正申告書作成編

【別画面で入力が必要な項目2（2）一本年分で差し引く繰越損失額等】

2 翌年分へ繰り越す本年分の損失額の入力

更正の請求・修正申告前における、平成30年分の純損失、居住用財産に係る清算後譲渡損失や雑損失の翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額を、それぞれ入力してください。

青色申告者の損失 (第四表(二)の(72)の金額)	円
居住用財産に係る清算後譲渡損失 (第四表(二)の(73)の金額)(※)	円
被災事業用資産の損失(山林以外) (第四表(二)の(79)の金額)	円
雑損失 (第四表(二)の(84)の金額)	円

※ 「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成30年分）【租税特別措置法第41条の5用】」の⑩の金額又は「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成30年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】」の⑨の金額を入力してください。

< 戻る **④ 入力終了(次へ)>** 入力内容をクリア

Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ③ 翌年分へ繰り越す本年分の損失額について、申告書第四表の控えなどから入力してください。
- ④ 全ての入力が終わりましたら、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

【別画面で入力が必要な項目 3 株式等の譲渡所得等】

P6 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で「一般株式等の譲渡所得等」又は「上場株式等の譲渡所得等」をクリックすると以下の画面が表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

株式等の譲渡所得等

[ご利用に当たっての留意事項]
株式等の譲渡所得等について、更正の請求書・修正申告書作成コーナーを利用して更正の請求書・修正申告書を作成できる方は、一定の方に限られます。[こちら](#)をクリックして、作成できるかどうかを必ずご確認ください。

株式等の譲渡所得等について、確定申告書（その後修正申告等がなされている場合は、直前のその申告書等）の控え等を参照して、以下の項目に必要な金額を入力してください。

1 株式等の譲渡所得等の収入金額及び所得金額
(申告書第三表から転記する場合には、下表の記号・番号に対応する申告書第三表の記号・番号の金額を入力してください。)

	収入金額	所得金額
一般株式等の譲渡 (チ)	_____円 (64)	_____円
上場株式等の譲渡 (ヅ)	_____円 (65)	_____円

2 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額
(申告した「平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」控えの2面の①、②、③の金額を入力してください。)

	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分（平成27年分）	_____円
本年の2年前分（平成28年分）	_____円
本年の前年分（平成29年分）	_____円

3 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額
(申告した「平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」控えの2面の(11)の金額を入力してください。)

翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額
_____円

④ 入力終了(次へ)>

Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 株式等の譲渡所得等について、申告書第三表の控えなどから入力してください（画面の（チ）や（64）などの記号や番号は、申告書第三表の記号や番号に対応しています。）。
- ② 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額について、申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）の控えなどから、各年分の損失の額について入力してください（この画面では平成30年分の場合を表示しています。作成される年分によって表示される項目が異なります。）。
- ③ 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額について、申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）の控えなどから入力してください。
- ④ 全ての入力が終わりましたら、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

【別画面で入力が必要な項目 4 ー先物取引に係る雑所得等ー】

P6 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で「先物取引に係る雑所得等」をクリックすると以下の画面が表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

検索

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

先物取引に係る雑所得等の入力

先物取引に係る雑所得等について、確定申告書（その後修正申告等がなされている場合は、直前のその申告書等）の控え等を参照して、以下の項目に必要な金額を入力してください。

① 収入金額 円
（申告書第三表から転記する場合には、（ト）の金額を入力してください。）
所得金額 円
（申告書第三表から転記する場合には、（67）の金額を入力してください。）

申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の控え等を参考に以下の項目を入力してください。

②	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	災害、盗難若しくは横領による損失額のうち、前年分までの所得から差し引くことができなく、本年に繰り越された損失の額（先物取引の繰越損失だけの場合は、入力不要です。）
平成25年分（5年前）		(注) 円
平成26年分（4年前）		(注) 円
平成27年分（3年前）	円	円
平成28年分（2年前）	円	円
平成29年分（1年前）	円	円

（注）平成25年分及び平成26年分は、東日本大震災の被災者の方で、特定障害がある場合にのみ入力してください。

翌年以後に繰り越される損失額がある場合には以下の項目を入力してください。
(申告書第三表から転記する場合には、（91）の金額を入力してください。)

③ 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 円

④ < 戻る 入力終了(次へ)>

Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 先物取引に係る雑所得等について、申告書第三表の控えなどから入力してください。
- ② 前年から繰り越された先物取引の差金等決済に係る損失の金額について、申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の控えなどから、各年分の損失の額について入力してください（この画面では平成30年分の場合を表示しています。作成される年分によって表示される項目が異なります。）。
- ③ 翌年以後に繰り越される先物取引の差金等決済に係る損失の金額について、申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の控えなどから入力してください。
- ④ 全ての入力が終わりましたら、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

4.2 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力（分離課税の所得の詳細）」画面が表示される場合

この画面は、P 6 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で、分離課税の所得を入力された場合「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックすると表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了
更正・修正 トップ 生年月日 等入力 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 選択訂正等 修正の請求、修正申告額の入力 修正の請求、修正申告の内容入力 住所・氏名 等入力

更正の請求・修正申告前の課税額の入力（分離課税の所得の詳細）

※ 入力例はこちら

前の画面で入力された分離課税の所得及び総合課税の所得の合計額は次のとおりです。
（年収：10万円）

所得の種類	所得金額
土地建物等の譲渡所得	短期 一般分 (59) 100,000
	短期 軽減分 (60)
	長期 一般分 (61)
	長期 特定分 (62)
	長期 軽減分 (63)
一般株式等の譲渡所得等 (64)	
上場株式等の譲渡所得等 (65) 100,000	
上場株式等に係る配当所得等 (66)	
先物取引に係る雑所得等 (67)	
退職所得 (69)	
総合課税の所得の合計額 (9) 5,228,000	

上の表で所得金額が表示された所得及び総合課税の所得について、以下の項目に申告書の見え等を参考に金額を入力してください。

(単位：円)

所得の種類	課税される所得金額	料額
総合課税の所得の合計額 ((9) 対応分)	(70)	(78)
土地建物等の譲渡所得	短期 ((59)、(60) 対応分) (71)	(79)
	長期 ((61)、(62)、(63) 対応分) (72)	(80)
株式等の譲渡所得等 ((64)、(65) 対応分) (73)	(81)	(82)
上場株式等に係る配当所得等 ((66) 対応分) (74)	(82)	(83)
先物取引に係る雑所得 ((67) 対応分) (75)	(83)	(84)
退職所得 ((69) 対応分) (77)	(85)	(86)
合計 (86)	0	

土地建物等の譲渡所得を申告している場合には、下の表の各区分ごとに「差引金額」を入力してください。
(申告書第2表から転記する場合には、申告書第2表の右側の「○ 分離課税の範囲、長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」を区分ごとに合算して入力してください。)

○ 分離課税の範囲・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (收入金額 - 必要経費)	特別控除額
短期 一般			円	
短期 軽減			円	
長期 一般			円	
長期 特定			円	
長期 軽減			円	

※ 差引金額欄の入力に当たって、「前年から繰り越されてる在住の方の譲渡損益」がある場合には、その損失額を差し引く前の金額を入力してください。

表示内容のクリア

<戻る 入力終了（次へ）

- ① P 5～6 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力した内容が表示されます。



画面上部の「入力例はこちら」(※の部分)をクリックすると、この画面の具体的な入力例が確認できますので、ご参照ください。

更正の請求書・修正申告書作成編

- ② 課税される所得金額と税額を入力します。申告書第三表の控えなどから入力してください。
- ③ 土地建物等の譲渡所得がある場合には、申告した譲渡所得の特別控除前の金額（収入金額から必要経費を差し引いた金額）を入力してください（申告書第三表の控えから入力する場合には、「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」欄の「差引金額」を区分ごとに入力してください。）。
- ④ 全ての入力が終わりましたら、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

4.3 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力（源泉徴収税額等の内訳）」画面が表示される場合

この画面は P5～6 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で、源泉徴収税額を入力した場合に、表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了
更正・修正トップ 生年月日等 入力 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 追加訂正等項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求・修正申告の内容入力 住所・氏名等入力

更正の請求・修正申告前の課税額の入力（源泉徴収税額等の内訳）

「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力された源泉徴収税額は、次のとおりです。

源泉徴収税額	① 189,700円
--------	------------

上記の源泉徴収税額について、その内訳を所徴別に入力してください。
なお、更正の請求・修正申告において、下記の所徴の変更をしない場合は、入力を省略することができます。
源泉徴収税額の内訳を入力する場合は、上記の金額と下の内訳の合計額が一致する必要があります。

※「上記以外の所得」欄以外は、更正の請求・修正申告前の金額を入力し、上記の金額と「合計」が一致しない場合は、「上記以外の所得」欄にマイナスの金額を入力する等で、「合計」が正しく一致するように調整してください。

項目等	源泉徴収税額
② 雜所得（公的年金等）	円
雑所得（その他）	円
上記以外の所得	円
合計	円

表示内容のクリア

< 戻る ③ 入力終了(次へ)>

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① P5～6 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力された源泉徴収税額を表示します。

② 事業所得、配当所得、給与所得、雑所得、株式等の譲渡所得等及び分離課税の配当所得のうち、「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力された所得を表示します。①の源泉徴収税額の内訳を所得別に入力してください。

③ 全ての入力が終わりましたら、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

なお、①に表示される「源泉徴収税額」と②で入力した金額の合計額が一致しない場合、エラーメッセージが表示されますので、②で入力した内容に誤りがないか確認してください。

更正の請求書・修正申告書作成編

4.4 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力（住宅税制の内訳）」画面が表示される場合

この画面は P5 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で、(35)～(37)「住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」欄に金額を入力された場合に表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

更正・修正トップ 生年月日等 入力 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 追加訂正等 項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求・修正申告の内容入力 住所・氏名等入力

更正の請求・修正申告前の課税額の入力（住宅税制の内訳）

「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力された住宅税制による税額控除（申告書B様式第一表の35～37欄）の合計額は

① 3,000,000円です

上記の控除額について、その内訳を控除の種類別に入力してください。
※ 「上記以外の控除」欄以外は、更正の請求・修正申告前の金額を入力し、上記の金額と「合計」が一致しない場合は、「上記以外の控除」欄にマイナスの金額を入力する等で、「合計」が正しく一致するように調整してください。

項目等	控除額
住宅耐震改修特別控除	円
住宅特定改修特別税額控除	円
認定住宅新築等特別税額控除	円
上記以外の控除	円
合計	円

②

③ < 戻る 入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

(入力データの一時保存
(作成を中断する場合))

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① P5 「更正の請求・修正申告前の課税額の入力」画面で入力された(35)～(37)「住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」欄の金額を表示します。
- ② 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除及び認定住宅新築等特別税額控除のうち、①の金額の内訳を入力してください。
- ③ 全ての入力が終わりましたら「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。
なお、①の金額と②で入力した金額の合計額が一致しない場合にはエラーメッセージが表示されますので、②で入力した内容に誤りがないか確認してください。

更正の請求書・修正申告書作成編

5 「追加訂正等項目の選択」画面

「ひらく」をクリックすると下図が表示されます。

① 「追加訂正等をする所得を選択してください。」

② 「追加訂正等をする所得控除がある場合、「ひらく」ボタンをクリックすると選択肢が表示されますので、追加訂正等をする所得控除を選択してください。」

③ 「追加訂正等をする税額控除がある場合、「ひらく」ボタンをクリックすると選択肢が表示されますので、追加訂正等をする税額控除を選択してください。」

④ 「追加訂正等をするその他の項目(例:青色申告特別控除)がある場合、「ひらく」ボタンをクリックすると選択肢が表示されますので、追加訂正等をするその他の項目を選択してください。」

⑤ 「追加訂正等項目の選択終了後、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。」

※ 更正の請求・修正申告前の入力内容等によっては、追加訂正等をできないものがあります。その場合、グレーで表示され選択できないようになっています。

更正の請求書・修正申告書作成編

6 「更正の請求・修正申告額の入力」画面

6.1 「更正の請求・修正申告額の入力」画面について

税務署 NATIONAL TAX AGENCY

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

更正の請求・修正申告額の入力

この画面から更正の請求額・修正申告額を入力します。
更正の請求・修正申告前に入力した内容についても、更正の請求額が修正申告額を正しく計算するため、再度入力してください。
訂正等する項目の名前をクリックして、表示される画面で訂正後の金額に修正してください。
なお、更正の請求が修正申告において訂正する必要がない場合は、更正の請求・修正申告前の内容を入力してください。
入力が必要な項目全ての「[力強調]」欄が、「[力落込み]」か「[更新あり]」となっていることを確認の上、「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。
項目の追加または削除をする場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

項目		更正の請求・修正申告後の 金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正 申告前の金額
不動産所得		収入金額	円	円
		所得金額	円	円
土地等の取得に要した負債の利子の 額		円	円	円
給与所得	区分	収入金額	円	7,140,000円
		所得金額	円	5,226,000円
合計		0円	円	5,226,000円

【所得から差し引かれる金額】（所得控除）

項目		更正の請求・修正申告後の 金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正 申告前の金額
医療費控除		円	円	円
社会保険料控除		円	円	911,504円
生命保険料控除		円	円	50,000円
地図保険料控除		円	円	21,000円
寄附金控除		円	円	198,000円
勤労学生、障害者控除		円	円	270,000円
配偶者控除		円	円	380,000円
配偶者特別控除		円	円	円
扶養控除		円	円	380,000円

【税金の計算】（税額控除）

項目		更正の請求・修正申告後の 金額	入力確認	(参考) 更正の請求・修正 申告前の金額
納める税金		円	円	200,000円
還付される税金		円	円	円

※ 「<戻る」ボタンをクリックすると、P16「5 『追加訂正等項目の選択』画面」に戻りますので、追加・訂正する項目を再選択することができます。

なお、削除する場合は、この画面で入力した全ての項目について削除する必要がありますのでご注意ください。

- ① P5～6「4 『更正の請求・修正申告前の課税額の入力』画面」において入力した項目（所得金額の合計額や基礎控除額など自動的に計算する項目は表示されません。）と、P16「5 『追加訂正等項目の選択』画面」で選択した項目が表示されます。

② P5～6「4 『更正の請求・修正申告前の課税額の入力』画面」において入力した収入金額や所得金額などが表示されます。

更正の請求書・修正申告書作成編

6.2 更正の請求・修正申告額の入力方法について

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了
 更正・修正トップ 生年月日 等入力 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 追加訂正等項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求・修正申告の内容入力 住所・氏名等入力

更正の請求・修正申告額の入力

この画面から更正の請求額・修正申告額を入力します。
 更正の請求・修正申告前に入力した内容についても、更正の請求額が修正申告額を正しく計算するため、再度入力してください。
 訂正等する項目の名称をクリックして、表示される画面で訂正後の金額に修正してください。
 なお、更正の請求が修正申告において訂正をする必要がない場合は、更正の請求・修正申告前の内容を入力してください。
 入力が必要な項目全ての「入力確認」欄が、「入力済み」か「更新あり」となっていることを確認の上、「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。
 項目の追加または削除をする場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

【収入金額や所得金額】 (総合課税)		項目	更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考)更正の請求・修正申告前の金額
① 不動産所得	収入金額	円			円
	所得金額	円			円
	土地等の取得に要した負債の利子の額	円			円
給与所得	収入金額	円		7,140,000円	
	所得金額	円		5,226,000円	5,226,000円



平成30年分 所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー マイナンバーカード よくある質問 よくある質問の検索 検索

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了

不動産所得の入力

収支内訳書から次の項目を入力してください。

収入金額	所得金額
円	円

② ○ 不動産所得の金額が赤字の方（黒字の場合入力は不要です。）
 「土地等を取得するために要した負債の利子の額」を必要経費に算入した方は、右の金額欄に当該金額を入力してください。

円

「被災事業用資産の損失」がある方は右のボタンをクリックして入力してください。 →[被災事業用資産の損失の詳細はこちら](#)

③ 入力する

入力内容をクリア < 戻る 入力終了(次へ) Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「入力確認」欄が空欄となっている項目のリンク文字（事例では「不動産所得」）をクリックし、更正の請求・修正申告の内容を入力してください。
- ② 入力画面（事例では「不動産所得」の入力画面）が表示されます。
なお、更正の請求・修正申告において変更しない項目についても、税額等の計算に必要なため、項目名称をクリックして、入力画面を開き、確定申告書の控えなどを参考にして更正の請求・修正申告前の詳細な内容を入力してください。
- ③ 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

6.3 更正の請求・修正申告額の入力終了

NATIONAL TAX AGENCY

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 | 検索 | 利用ガイド

トップ画面 > 事前準備 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

更正・修正トップ > 生年月日・等入力 > 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 > 追加訂正等項目の選択 > 更正の請求・修正申告額の入力 > 更正の請求・修正申告の内容入力 > 住所・氏名等入力

更正の請求・修正申告額の入力

この画面から更正の請求額・修正申告額を入力します。
 更正の請求・修正申告前に入力した内容についても、更正の請求額を修正申告額を正しく計算するため、再度入力してください。
 訂正等する項目の名称をクリックして、表示される画面で訂正後の金額に修正してください。
 なお、更正の請求が修正申告において訂正をする必要がない場合は、更正の請求・修正申告前の内容を入力してください。
 入力が必要な項目全ての「火力確認」欄が、「火力済み」か「更新あり」となっていることを確認の上、「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。
 項目の追加または削除をする場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

項目		更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考)更正の請求・修正申告前の金額
不動産所得		収入金額	500,000円	入力済み
		所得金額	200,000円	入力済み
		土地等の取得に要した負債の利子の額	円	入力済み
給与所得	区分	収入金額	7,140,000円	入力済み
		所得金額	5,226,000円	入力済み
合計		5,426,000円		5,226,000円

【所得から差し引かれる金額】(所得控除)

項目		更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考)更正の請求・修正申告前の金額
医療費控除		100,000円	入力済み	円
社会保険料控除		911,504円	入力済み	911,504円
生命保険料控除		50,000円	入力済み	50,000円
地図保険料控除		21,000円	入力済み	21,000円
寄附金控除		198,000円	入力済み	198,000円
勤労学生、障害者控除		270,000円	入力済み	270,000円
配偶者控除		380,000円	入力済み	380,000円
配偶者特別控除		0円	入力済み	円
扶養控除		380,000円	入力済み	380,000円

【税金の計算】(税額控除)

項目		更正の請求・修正申告後の金額	入力確認	(参考)更正の請求・修正申告前の金額
政党等寄附金等特別控除		0円	入力済み	円
納める税金		179,600円		200,000円
還付される税金		円		円

追加訂正等項目を再選択する

※ 「追加訂正等項目を再選択する」ボタンをクリックすると、「戻る」ボタンとは異なり、入力した金額等を保持し、計算を行った上で「追加訂正等項目の選択」画面に戻ります。

< 戻る (2) **請求額・申告額を計算する**

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存（作成を中断する場合）

Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 項目がリンク文字となっていない「合計」、「納める税金」及び「還付される税金」以外の「入力確認」欄が全て「入力済み」・「更新あり」になっていることを確認してください。
 なお、「入力済み」・「更新あり」となっていても、項目のリンク文字をクリックし、入力画面を表示して金額を訂正することができます。
- ② 「請求額・申告額を計算する」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

7 「更正の請求・修正申告内容の見直し」画面

NATIONAL TAX AGENCY

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

更正の請求・修正申告書作成手順

- トップ画面
- 事前準備
- 申告書類等の作成
- 修正の請求・修正申告書の作成
- 修正の請求・修正申告書の提出・登録
- 終了

更正の請求・修正申告書内容の見直し

エラー内容修正

※エラー内容修正を行った後で訂正が必要な項目がある場合は、訂正する項目の名称をクリックして、表示される画面で更正の請求・修正申告書の各欄を訂正してください。
全てのエラーが修正されましたら、「請求書・申告書を計算する」ボタンをクリックしてください。

項目の追加または削除をする場合は、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

【収入金額や所得金額】(総合課税)

項目	更正の請求・修正申告書の金額	入力確認	エラー内容等	(参考) 更正の請求・修正申告書の金額
不動産所得	収入金額 30,100,000	入力済み		円
	所得金額 30,100,000	入力済み		円
土地等の取扱に費した負担の利息の額				円
純当所得	収入金額 7,140,000	入力済み		円
	所得金額 5,226,000	入力済み		円
合計	35,316,000			円

【所得から差し引かれる金額】(所徴控除)

項目	更正の請求・修正申告書の金額	入力確認	エラー内容等	(参考) 更正の請求・修正申告書の金額
社会保険料控除	911,504	入力済み		911,504円
生年保険料控除	50,000	入力済み		50,000円
地図保険料控除	21,000	入力済み		21,000円
寄附金控除	198,000	入力済み		198,000円
勤労学生・優等生控除	270,000	入力済み		270,000円
配偶者控除	0	入力済み		380,000円
配偶者特別控除	0	入力済み		円
扶養控除	380,000	入力済み		380,000円

【税金の計算】(税額控除)

項目	更正の請求・修正申告書の金額	入力確認	エラー内容等	(参考) 更正の請求・修正申告書の金額
(特定償却算除) 住宅借入金等特別控除	0	入力済み	※エラー ※該当の適用条件に該当しません。(合計所徴金額3,000万円超) (STEE31) 詳しくはコチラ	円
扶養費特例控除	0	入力済み		円
納める税金	10,475,600			円
還付される税金				21,335円

【その他】

項目	更正の請求・修正申告書の金額	入力確認	エラー内容等	(参考) 更正の請求・修正申告書の金額
本件分で差し引く超過残額	10,000	入力済み		円

追加訂正等項目を再選択する

※「追加訂正等項目を再選択する」ボタンをクリックすると、戻るボタンは無くなり、入力した金額等を削除し、計算を行った上で「追加訂正等項目の選択」画面に戻ります。

② **請求書・申告書を計算する**

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。

Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved

- ① 「入力確認」欄及び「エラー内容等」欄にエラー等の表示がないかを確認してください。

 - 「入力確認」欄に「エラー」と表示されている場合は、訂正しないと先へ進めませんので、内容を確認し、訂正してください。
※ 訂正する項目のリンク文字をクリックすると画面が表示されますので、表示された金額等を訂正します。
 - 「入力確認」欄に「確認」と表示されている場合は、内容を確認し、訂正がある場合に訂正してください。

② 「エラー内容等」を確認・訂正後、「請求額・申告額を計算する>」ボタンをクリックしてください。

- 「エラー」の場合は次のように表示されます。
このままでは先に進めませんので、内容を確認し、訂正してください。

入力確認	エラー内容等
エラー	控除の適用要件に該当しません（合計所得金額3,000万円超） (STE331) 詳しくはこちら

- 「確認」の場合は、次のように表示されます。内容を確認し、誤りがなければそのまま先へ進んでください。

入力確認	エラー内容等
◆確認	所得金額を修正することにより控除額が変わ る可能性があります。 (5TW220) 詳しくはこちら

更正の請求書・修正申告書作成編

8 「更正請求内容・修正申告内容の確認」画面

- ① 更正の請求や修正申告により新たに還付される又は納付すべき金額が表示されていますので確認してください。

※ 訂正する項目がある場合には、「<戻る」ボタンをクリックするとP17「6 『更正の請求・修正申告額の入力』画面」に戻りますので、訂正する項目のリンク文字をクリックし、画面を表示して訂正してください。

更正の請求書・修正申告書作成編

- ② 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。
入力した内容が更正の請求の場合は P23「9 『更正の請求をする理由等の入力』
画面」へ、修正申告の場合は P24「10 『修正申告によって異動した事項の入力』
画面」へ進みます。

更正の請求書・修正申告書作成編

9 「更正の請求をする理由等の入力」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

? よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了
 更正・修正トップ 生年月日等 入力 更正の請求・修正申告前の課税額の入力 道順訂正等 項目の選択 更正の請求・修正申告額の入力 更正の請求をする理由等の入力 住所・氏名等入力

更正の請求をする理由等の入力

以下の内容を入力してください。
入力が終了したら、画面下の「入力終了(次へ)」をクリックしてください。

更正の請求をする理由等の入力

○ 請求の目的となった申告又は処分の種類
【必須】
確定申告

○ 申告書を提出した日、処分の通知を受けた日
【必須】
平成 31 年 2 月 17 日

○ 更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等
(各欄全角40文字以内、合計全角80文字以内)
【必須】
更正の請求をする理由、事情の詳細等について、以下に入力してください。
医療費控除計上漏れ 10万円

○添付した書類
(全角40文字以内)
【任意】
添付した書類について、以下に入力してください。
なお、提出が必要な書類等については、別途管轄の税務署に提出してください。

①

加算税の入力（任意）
加算税額が分かる場合、以下を入力してください。
(加算税の該当がない場合は、入力の必要はありません。)
なお、加算税額は、税務署からの通知により決定されます。

項目	更正前の金額	更正後の金額
-選択- 申告加算		
加算税		
重加算		

控除対象扶養親族の人数の入力【該当ある場合は必須】
更正の請求前と更正の請求における控除対象扶養親族の人数を入力してください。
なお、今までの入力内容から人数が判定できる箇所は、自動で人数を判定していますので、
入力することができません。訂正等が必要な場合は、「<戻る>」ボタンにて該当の画面まで戻っていただき、
内容の訂正等をしてください。

控除対象扶養親族の人数（更正の請求前） 1 人
控除対象扶養親族の人数（更正の請求後） 1 人

②

< 戻 入力終了(次へ)>

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」ボタンをクリックしてください。
入力データの一時保存（作成を中断する場合）

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 更正の請求をする理由等を入力してください。
- ② 「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックし、P27「12 『住所・氏名等入力』画面」へ進みます。

更正の請求書・修正申告書作成編

10 「修正申告によって異動した事項の入力」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 利用ガイド

修正申告によって異動した事項の入力

次の各欄に修正申告によって異動した事項のみを入力してください。入力欄が足りない場合は、まとめて入力してください。
例：「所得の種類」欄 「不動産、給与所得」

○ 所得金額に関する事項

所得の種類 (全角10文字以内)	種目・所得の生ずる場所 (全角26文字以内)	収入金額 (半角13桁以内)	必要経費 (半角13桁以内)
不動産	家賃〇〇市△△町 1-2-3	5,000,000	3,000,000
異動の理由 (全角30文字以内)			

※ 「種目・所得の生ずる場所」欄の画面上表示できる文字数は15文字です(申告書には26文字印字可能です。)。

○ 事業専従者に関する事項

氏名 (全角30文字以内)	氏名 (全角30文字以内)
姓 異動前 (半角9桁以内)	姓 異動後 (半角9桁以内)
名 異動前 (半角9桁以内)	名 異動後 (半角9桁以内)

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

所得控除の種類 (全角15文字)	所得控除額 (半角9桁以内)	異動の理由 (全角15文字以内)

○ 税金の計算に関する事項

税額控除等の種類 (全角15文字)	税額控除額等 (半角9桁以内)	異動の理由 (全角15文字以内)

○ 住民税・事業税に関する事項

配当に関する住民税の特例 (半角9桁以内)			
非居住者の特例 (半角9桁以内)			
配当割免除額 (半角9桁以内)			
株式等譲渡所得割免除額 (半角9桁以内)			
寄附金 税 控 除 額 (半角9桁以内)	100,000	条件 指定分	都道府県 (半角9桁以内) 市区町村 (半角9桁以内)
	20,000		50,000 30,000
非課税所得など (半角7桁以内)	番号 (半角7桁以内)		所得金額 (半角15桁以内)
損益通算の特例適用前の不動産所得 (半角9桁以内)	2,000,000		
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額 (半角9桁以内)	100,000		
事業用資産の凍涙損失など (半角9桁以内)			
異動の理由 (全角15文字以内)			

< 戻る **② 入力終了(次へ) >**

※ 作成を中断する場合は、右の「入力データの一時保存 (作成を中断する場合)」ボタンをクリックしてください。

入力データの一時保存
(作成を中断する場合)

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 該当する項目を入力してください。

なお、修正申告によって異動した事項のみを入力してください。

② 「入力終了 (次へ) >」ボタンをクリックします。

各種の所得金額の合計額が二千万円を超える場合は P25 「11 『財産債務調書の作成』画面」へ進みます。

二千万円を超えていない場合は、P27 「12 『住所・氏名等入力』画面」へ進みます。

更正の請求書・修正申告書作成編

11 「財産債務調書の作成」画面

11.1 「財産債務調書」を作成する場合

The screenshot shows the 'Property Debt Statement Creation' screen. At the top, there is a navigation bar with tabs for 'トップ画面' (Top Page), '事前準備' (Preparation), '申告書等の作成' (Statement Creation), '申告書等の送信・印刷' (Transmission/Print), and '終了' (End). Below this, a secondary navigation bar includes '更正・修正トップ' (Correction/Amendment Top), '生年月日等入力' (Input of birth date, etc.), '更正の請求・修正申告前の課税額の入力' (Input of tax amount before correction/revision declaration), '追加訂正等項目の選択' (Selection of additional revision items), '更正の請求・修正申告額の入力' (Input of tax amount for correction/revision declaration), '修正申告によって異動した事項の入力' (Input of items moved due to correction/revision declaration), and '住所・氏名等入力' (Input of address, name, etc.). A large blue button labeled '財産債務調書の作成' (Create Property Debt Statement) is centered at the bottom of the main content area. To the right of this button is a red rectangular box containing the text '※ 入力終了(次へ)>' (End input > next). The main content area contains a pink-bordered box with the following text:

① 財産債務調書について ?
所得金額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31においてその価額の合計額が3億円以上の財産などを有する方は、財産債務調書を提出する必要があります。
上記基準に該当する方で、財産債務調書を作成される方は以下にチェックをし、「財産債務調書を作成する」ボタンをクリックしてください。

該当する
 該当しない

Below this box is a large pink button labeled '財産債務調書を作成する' (Create Property Debt Statement). At the very bottom of the page, there are links for 'お問い合わせ' (Contact us), '個人情報保護方針' (Personal Information Protection Policy), '利用規約' (Usage Agreement), and '推奨環境' (Recommended Environment). On the right side, there is a copyright notice: 'Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.'

各種の所得金額の合計額が二千万円を超えた場合、「財産債務調書の作成」画面が表示されます。

基準に該当する場合は、「該当する」をチェックし、「財産債務調書を作成する」ボタンをクリックし、P26「11.2 『財産債務調書』の作成」へ進みます。

※ 「財産債務調書」を手書きなどで別途作成される場合や、既に提出されている場合等は「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックし、P27「12 『住所・氏名等入力』画面」へ進みます。

更正の請求書・修正申告書作成編

11.2 「財産債務調書」の作成

- ① 該当する項目を入力してください。

② 全ての入力が終了しましたら、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックし、P25
「11 『財産債務調書の作成』画面」へ戻ります。

更正の請求書・修正申告書作成編

12 「住所・氏名等入力」画面（1／3～3／3）

① 住所・氏名等入力（1／3）

郵便金額
更正の請求により還付を請求する税額（減少する税額）は、20,400円です。
※ 請求書における調査の結果、金額が異なる場合があります。

還付金の受け取るには、預貯金口座への振込みをご利用ください（申告される方ご本人名義の口座に限ります。）。
入力に誤りがあった場合、還付金の支払手続に時間がかかる場合があります。
選択してください

Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 住所・氏名等入力（2／3）

氏名（漢字）【必須】
姓 国税 名 太郎
氏名（カナ）
セイ コクセイ メイ タロウ
性別 男 女 電話番号 [半角数値合計14桁以内] 連絡先区分
[全角11文字以内] (例) 小売業
会社員
[全角10文字以内] (例) 国税店
屋号・路号
世帯主の氏名
世帯主との続柄
氏名 国税 太郎 世帯主からみた続柄 本人
 ご自身が世帯主

Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

郵便番号を入力し、「郵便番号から住所入力」ボタンをクリックすると、住所及び税務署名が自動で入力されます。

郵便番号から
住所入力

住所の続きを入力します。

①

申告する年分の翌年1月1日における住所について選択します。

「ご自身が世帯主」ボタンをクリックすると、「氏名」欄の名前をコピーして「世帯主の氏名」欄に表示し、「世帯主との続柄」欄に「本人」と表示します。

ご自身が世帯主

郵便番号から住所が検索できなかった場合は、「市区町村選択」ボタンをクリックすると、都道府県及び市区町村を選択でき、「都道府県市区町村」欄に反映されます。

市区町村選択

提出先税務署を選択します。
※ 郵便番号から住所を検索した場合などは、自動で表示されます（一部を除く。）。

②

① 住所・氏名等を入力してください。

【必須】と表示されている項目は、必ず入力してください。

なお、事前に住所・氏名等を入力、情報検索されている場合は、あらかじめ表示されている項目があります。

② 「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

更正の請求書・修正申告書作成編

13 「マイナンバーの入力」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書・修正申告書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了

マイナンバーカード マイナンバーの入力

以下に表示された方のマイナンバーを入力してください。
マイナンバーがお分かりにならない場合は、「申告書等作成終了（次へ）」をクリックし、表示されるメッセージをご確認ください。

No.	氏名	続柄	生年月日	マイナンバー[半角数字12桁]	入力框を表示する
1	国税 太郎	本人	昭和25年3月2日	●●●● ●●●● ●●●●	<input type="checkbox"/>

✓ 申告書等作成終了
入力内容をクリア < 戻る 次へ >
※ 作成を中断する場合は、「入力データの一時保存（作成を中断する場合）」をクリックしてください。
[入力データの一時保存（作成を中断する場合）]

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright (c) 2019 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

表示されている方のマイナンバーを入力し、入力が終了したら、「申告書等作成終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

この画面以降の操作方法については、各画面の案内をご参照ください。